

# 青森駅東口ビル行政サービス施設設計業務プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

青森県及び青森市では、青森駅周辺のまちづくりを目的に、旧駅舎跡地に建設される（仮称）青森駅東口ビル（以下「本建物」という。）内にそれぞれ行政サービス施設を整備する。両施設は隣接した区画に位置しており、共用部を含め一体的な空間として整備するため、青森県と青森市の共同で公募型プロポーザル方式により設計業務に係る企画提案を募集し、豊かな創造力、企画力及び高度な技術力を有し、本件の考え方に柔軟に対応できる受託者を選定するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務内容

本建物内に整備する次の行政施設に関する設計業務（特記仕様書別添のとおり）

①青森県が整備する「青森県の縄文遺跡群情報発信拠点施設」（以下「県施設」という。）

②青森市が移転整備する「青森市民美術展示館」（以下「市施設」という。）

③共用部

### (2) 履行期限

令和5年3月17日（金）

### (3) 設計業務目安額

①青森県 30,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

②青森市 20,770,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額には、共用部にかかる設計費用を青森県及び青森市の折半により含めるものとする。

## 3 建物概要

(1) 建物 (仮称) 青森駅東口ビル（青森県青森市柳川一丁目1番1号）

(2) 事業主体 東日本旅客鉄道株式会社

(3) 面積 建築面積 約3,200㎡、延床面積 約17,800㎡

(4) 階数 鉄骨造 地上10階

(5) 主要用途 6～10階 ホテル

5階 機械室

4階 行政サービス施設、ホテル（ロビー・ラウンジ）

1～3階 物販・飲食等

※1階は青森駅東西自由通路に接続、2・3階は青森駅ビルラビナに接続、3階は青森駅舎に接続する。

(6) 完成予定 令和6年度

## 4 行政サービス施設概要

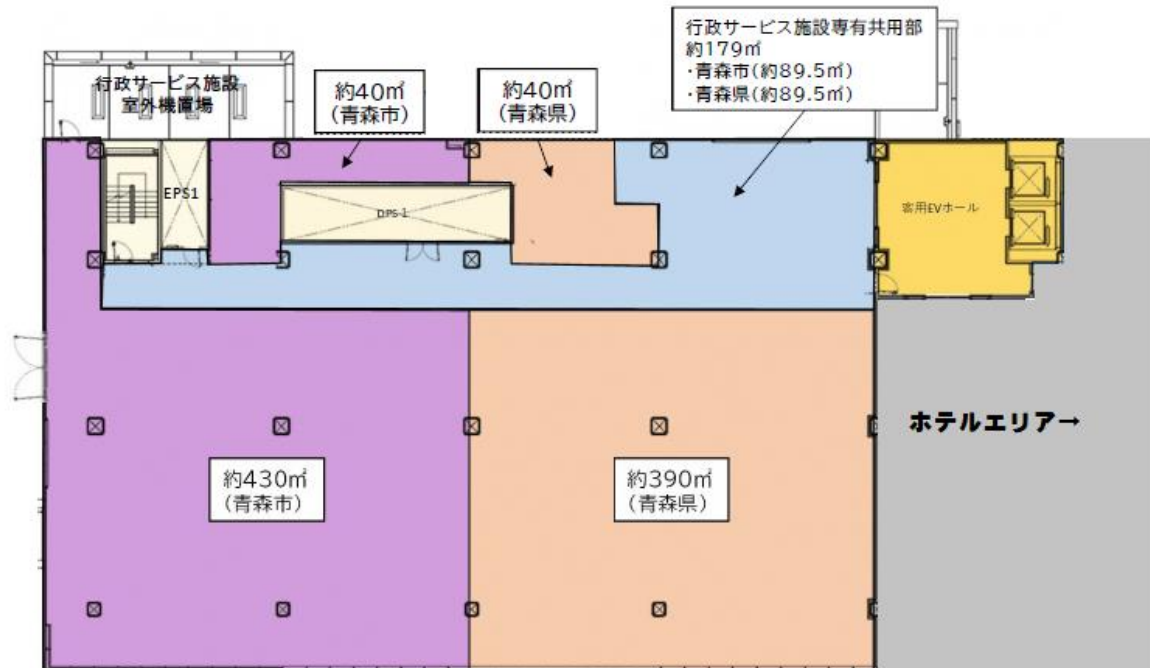
### (1) 整備面積

本建物4階行政サービス施設区画 約1,079㎡（内訳は以下のとおり）

①青森県 約519.5㎡（青森県専用部約430㎡+共用部約89.5㎡）

②青森市 約559.5㎡（青森市専用部約470㎡+共用部約89.5㎡）

## 【レイアウトイメージ】



- ・ 県施設、市施設及び共用部の面積は、設計業務を進める中で確定するものであること。
- ・ 当該フロアの平面図及び整備与件等については、本プロポーザルの参加資格を有する者に別途提示する。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条又は青森市財務規則（平成 17 年 4 月青森市規則第 63 号）第 102 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）に規定する有資格建設関連業者名簿において、「建築一般（建築）」及び「意匠（建築）」に登録されており、かつ青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成 17 年 4 月青森市規則第 161 号）第 5 条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された者のうち、業種「建築関係コンサルタント」の部門「建築一般」に登録されている者であること。
- (5) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号）に規定する有資格建設業者名簿において、「内装仕上工事」に登録されており、かつ青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成 17 年 4 月青森市規則第 161 号）第 5 条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された者のうち、業種「内装仕上」に登録されている者であること。
- (6) 参加表明書の提出期限から受託者確定までの期間、青森県又は青森市発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

- (7) 一級建築士の資格を有する技術者で、8年以上の実務経験相当の能力を有している者を主任技術者として配置できること。
- (8) 過去10年間（平成24年度～令和3年度）において、国又は地方公共団体が発注した次のいずれかの施設の新築もしくは増改築に係る展示設計業務（整備面積500㎡以上（屋外を除く。））について、元請として受託し履行した実績を有すること。
- ① 世界遺産関連施設（世界遺産センター、ガイドンスセンター等）
  - ② 歴史系博物館（博物館法で規定する登録博物館または博物館相当施設とする）
  - ③ 観光情報関連施設
- (9) 協力者（協力会社等）は、本プロポーザルの参加資格を有せず、他の参加者の協力者となることはできない。
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 6 応募手続き

### (1) スケジュール等

内容	日程
プロポーザル公告	令和4年5月 2日（月）
参加表明書提出期限	令和4年5月16日（月）17時必着
参加資格審査	参加表明書受理後、速やかに通知する。 （企画提案書の提出要請等を含む。）
質問受付期限	令和4年5月23日（月）17時必着
質問への回答	令和4年5月31日（火）
企画提案書提出期限	令和4年6月10日（金）17時必着
ヒアリング審査	令和4年6月下旬
審査結果通知	審査後速やかに通知する。

### (2) 参加表明書等の提出

- ①提出期限 令和4年5月16日（月）17時必着
- ②提出部数 各1部
- ③提出物
  - ア 参加表明書（様式1）
  - イ 会社概要（様式2）
  - ウ 会社の同種・同類業務実績（様式3）
  - エ 配置予定主任技術者の経歴及び同種・同類業務実績（様式4）
  - オ 法人税及び消費税額に未納がないことの証明書（提出日前3ヶ月以内）
- ④提出方法 持参（土、日、祝を除く。）、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着のこと）又は電子メール（受信を確認すること）によること。
- ⑤留意事項 様式3及び様式4については、提出者（協力者（協力会社等）を含む。）が特定できる内容の記述はしないこと。

### (3) 参加資格審査

- ①審査内容 参加表明書に添付した会社概要（様式2）、会社の同種・同類業務実績（様式3）及び配置予定主任技術者の経歴及び同種・同類業務実績（様式4）等に基づき、参加資格の有無を審査する。

- ②結果通知 審査後、速やかに書面により通知する。なお、参加資格を有する者には、企画提案書の提出要請及びヒアリングへの参加通知を発出するとともに、フロア平面図及び整備与件を提示する。

(4) 質問受付

- ①受付期限 令和4年5月23日(月) 17時必着  
 ②提出方法 質問書(様式任意)により、持参(土、日、祝を除く。)、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着のこと)又は電子メール(受信を確認すること)によること。  
 ③回答方法 令和4年5月31日(火)までに青森県及び青森市のホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出

- ①提出期限 令和4年6月10日(金) 17時必着  
 ②提出部数 各正本2部、副本12部  
 ③提出物  
 ア 配置人員数(様式5)  
 イ 実施体制及び業務工程(様式6)  
 ウ 課題に対する提案(A3横:3枚以内)  
 以下の課題に対して提案すること。

課題	区分	内容
1	全体	行政サービス施設の一体的な活用及び空間デザイン・レイアウトについて
2	県施設	世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、青森県に所在する構成資産を魅力的に紹介し、現地への誘客を促進するための展示・案内手法について
3	県施設	県施設への誘客及び利用促進のための方策並びに効果的な施設運営について
4	市施設	作品展示の利便性を確保しつつ、来場者が鑑賞しやすい形式での汎用性の高い展示手法について
5	市施設	青森市民ホール1階ギャラリー(市民美術展示館のサテライト)との連携の方策について

エ 設計業務概算見積書(A4:1枚)

オ 工事費概算見積書(A4:1枚)

※ 提案時の留意事項

- ・ア及びイについて、県施設と市施設に係る配置人員、実施体制及び業務工程は共通でも構わないが、配置人員及び実施体制で県施設または市施設のいずれかのみ担当するものに関しては、その内容がわかるように記載するものとし、業務工程に関しては県施設と市施設のそれぞれの工程がわかるように記載すること。
- ・ウについて、提案は文章での表現を基本とする。なお、文章を補完する最小限のイラストや簡単なイメージ図、レイアウト図の使用は可とするが、提案内容が具体的に表現された設計図、模型図、透視図等の使用は不可とする。

- ・エ及びオの見積書について、県施設と市施設を区別して作成することとし、共用部に係る経費については、折半の上、それぞれに計上すること。
- ・展示物の保守・追加・更新・入替が容易な展示内容とすること。
- ・メンテナンスが容易ではない機器類は提案しないこと。
- ・ランニングコストが軽微であること。

- ④提出方法 持参（土、日、祝を除く。）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着のこと）によること。
- ⑤留意事項 企画提案書には提出者（協力者（協力会社等）を含む。）が特定できる内容の記述はしないこと。

#### (6) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、次のとおりヒアリングを実施する。正式な日時や場所等は参加表明者に別途通知する。

- ①日 時 令和4年6月下旬
- ②場 所 三内丸山遺跡センター会議室（青森県青森市三内字丸山305）
- ③所要時間 各者30分（説明15分、質疑15分）
- ④留意事項 ヒアリングにあたっては、提出した書類の差替や追加提案等は認めない。

#### (7) 審査の実施

以下に定める評価基準により審査し、評価点数が最も高い第1順位の者を委託候補者として選定する。

第1順位の者が複数となった場合や企画提案者が1者のみであった場合は、審査委員会委員の協議により決定する。

#### 【企画提案書等の評価基準】

	項目	評価基準	配点
業務実績	会社の同種・同類業務実績	会社の同種・同類業務の実績はあるか。 （国又は地方公共団体が発注した世界遺産、歴史系博物館、観光情報関連施設で、対象面積は500㎡以上とし、過去10年間のうちで最大5件まで）	20点
	配置予定主任技術者の同種・同類業務実績	配置予定主任技術者の同種・同類業務の実績はあるか。 （国又は地方公共団体が発注した世界遺産、歴史系博物館、観光情報関連施設で、対象面積は500㎡以上とし、過去10年間のうちで最大5件まで）	
実施方針	配置人員数	配置予定主任技術者以外に、業者を補佐する技術者（一級建築士又は学芸員有資格者）が確保されているか。	20点
	実施体制及び業務工程	効率的かつ効果的に業務遂行できる体制、業務工程になっているか。	
課題1	【全体】 行政サービス施設の一体的な活用及び空間デザイン・レイアウトについて	的確性（現状の理解度）	30点
		独創性（斬新さ、効果の高さ等）	
		実現性（コスト面や技術面等）	

課題 2	【県施設】 青森県の構成資産を魅力的に紹介し、現地への誘客を促進するための展示・案内手法及び施設管理について	的確性（現状の理解度）	40 点
		独創性（斬新さ、効果の高さ等）	
		実現性（コスト面や技術面等）	
課題 3	【県施設】 県施設への誘客及び利用促進のための方策並びに効果的な施設運営について	的確性（現状の理解度）	25 点
		独創性（斬新さ、効果の高さ等）	
		実現性（コスト面や技術面等）	
課題 4	【市施設】 作品展示の利便性を確保しつつ、来場者が鑑賞しやすい形式での汎用性の高い展示手法について	的確性（現状の理解度）	45 点
		独創性（斬新さ、効果の高さ等）	
		実現性（コスト面や技術面等）	
課題 5	【市施設】 青森市民ホール1階ギャラリー（市民美術展示館のサテライト）との連携の方策について	的確性（現状の理解度）	20 点
		独創性（斬新さ、効果の高さ等）	
		実現性（コスト面や技術面等）	
		計	200 点

## (8) 審査結果通知

審査結果について、提案者全員に書面通知するとともに、青森県及び青森市のホームページに第1順位となった者を委託候補者として選定した旨を公表する。

審査の結果、選定されなかった者は、通知が到達した日から起算して5日（土、日、祝を除く。）以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

上記の求めに対する回答は、受理した日から起算して5日（土、日、祝を除く。）以内に書面により発出する。

## 7 契約協議・契約

### (1) 契約協議

選定された委託候補者の提案に基づき、青森県及び青森市と委託候補者がそれぞれ内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約する。なお、合意が得られなかった場合や見積徴取までに当該委託候補者が「5参加資格」の要件を満たさなくなった場合等については、次点の者と順次協議を行うこととする。

### (2) 契約

青森県財務規則及び青森市財務規則等の規定に基づき、随意契約とする。

### (3) 発注者及び業務名

発注者：青森県      業務名：青森県の縄文遺跡群情報発信拠点施設設計業務

発注者：青森市      業務名：青森市民美術展示館展示設計業務

### (4) 担当予定者

契約に当たり、提案の際に提出された技術者は、傷病、死亡、退職等の特別な場合を除き変更できない。特別な場合により、これを変更する場合は、前任者と同等以上の資格及び実績を有する者を充てること。

## 8 その他

- ・ 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。

- ・ 応募書類に虚偽または違法な行為の記載がある場合は失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ・ 参加表明書提出後、辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- ・ 企画提案書を提出期限までに提出しない場合やヒアリングに無断欠席した場合は辞退したものとみなす。
- ・ 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、スケジュール等を変更する場合がある。

## 9 担当部局

本プロポーザルの応募等に関する書類は下記（1）に提出すること。

### （1）三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課

〒038-0031 青森県青森市三内字丸山305

TEL 017-782-9463 / FAX 017-781-6103

E-mail [sekaiisan@pref.aomori.lg.jp](mailto:sekaiisan@pref.aomori.lg.jp)

### （2）青森市教育委員会事務局 文化学習活動推進課

〒030-0801 青森県青森市新町一丁目3-7

TEL 017-718-1432 / FAX 017-718-1372

E-mail [bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp](mailto:bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp)